

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 土木部みどり公園課緑化係
問合せ先 03 - 5803 - 1254

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称		保護樹木等の補助金										
根 拠 規 定 等		文京区保護樹木・樹林に係る補助金交付要綱										
創 設 年 月		昭和	59	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	39年	終了予定年月			
見 直 し 年 月		令和	2	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	4年				
見 直 し の 内 容		補助金交付に係る条件について (今までは、樹木の大きさにより3段階に分けて補助を行っていたが、直径150cm以上の樹木を新たに追加した。また、当該樹木に対する補助を毎年申請できることとした。)										
予 算 科 目		款		項		目		大事業		中事業		計画事業番号
		08 土木費		03 公園緑地費		05 緑化事業費		01 緑化推進		02 樹木・樹林の保護育成		
補 助 金 の 種 別		☒ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給										

2 補助金の概要

補助目的	区民の健康及び快適な都市生活を維持するため、みどりの保護と育成を通じて、豊かな自然環境を確保することを目的とする。					
補助事業等の内容	保護樹木等の所有者に対して、保護樹木の剪定並びに保護樹林の管理及び保護に要した費用の一部を補助金として交付する。					
補助対象経費の内容	保護樹木等の剪定等に要した経費 (所有者の敷地を越えて行う保護樹木の剪定等については、補助金の交付対象から除く)					
補助事業者等	☒ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☒ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 保護樹木等の所有者、管理者等					
補助金の算出	☒ 定率 [補助率 $\frac{1}{2}$ (区分に応じて限度額)及び上限額規定あり] ☐ 定額 [補助額] ☐ 補助単価 [補助単価 単位] ☒ その他 [その他の場合は具体的に記入] [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] ・樹木の直径に応じて、6,9,15、30万円の上限を設定する。 ・樹林の面積に応じて、10,20,30万円の上限を設定する。 ・所有者一人の1年度当たりの補助金額の合計は30万円の上限とする。					
公募の状況	ホームページ、区報、窓口配布					
実績報告書時における使途の確認方法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☐ その他 []					
補助・単独の状況	☒ 区単独 ☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有り)	負担割合 上乗せの内容・理由	区 1/2	国	都	補助対象者 1/2

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	53	77	73	65
決算(予算)額	3,841	5,116	4,941	5,740
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	3,841	5,116	4,941	5,740
交付実績の特記事項	保護樹木 37件(69本)、保護樹林 4件(4,696㎡) 【令和6年度実績】			

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	区内における民有緑地の保護、育成されることで、本区における緑被率が19.1%となり、5年前より0.7ポイント増加に寄与した。
課題	保護樹木の登録制度が始まってから40年近くが経過し、健康状態に問題のある老木について、より適切な維持管理が求められる。
今後の方向性	今後、増大する老木の保存のために、保護樹林・樹木の所有者に対する樹木医の紹介制度や、樹木診断に対する助成を検討する。